

丹波篠山市契約管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 案件名

丹波篠山市契約管理システム導入業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

「建設工事」「測量・コンサル等」「物品・役務」に関し、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム（※1）」）との連携機能を備えた契約事務を管理するシステム及びインターネット上で入札参加資格審査申請ができるシステムを構築、導入し、運用することで契約事務の省力化、効率化を図ることを目的とし、当該業務を実施する最適な候補者を、このプロポーザルにより選定する。

（※1の電子入札システムについては「物品・役務」を除く。）

(2) 業務内容

丹波篠山市契約管理システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

① 導入業務

契約締結の日から令和7年3月31日まで

本システムの入札参加資格申請システム稼働時期は令和6年12月上旬とし、契約管理システムは現行システムとの並行稼働期間を令和6年12月2日から想定している。

② 運用保守業務

令和7年4月1日（契約日）から令和10年3月31日まで

※契約日及び履行日については、上記期間内で参加事業者の提案により決定する。

(4) 業務場所

本市が指定する場所

3 委託金額の上限

(1) 提案上限額

見積提案額の上限は、11,680,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

① 導入業務

10,840,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

見積提案額は、契約管理システムの導入（構築、必要なカスタマイズ、セットアップ等）に係る職員研修の実施並びに操作マニュアルの作成

※当該金額は、現行システム（業者管理：TASKクラウド「株式会社TKC」）から今回導入システムへの移行費用も含むものとする。

② 運用保守業務

840,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

4 実施形態

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和6年4月12日（金曜日）	公募開始
令和6年4月22日（月曜日）17時まで	質問受付締切
令和6年4月23日（火曜日）	質問書回答公開
令和6年4月25日（木曜日）17時まで	参加表明書の提出期限
令和6年4月26日（金曜日）	参加資格要件の確認結果の通知
令和6年5月10日（金曜日）	企画提案書の提出期限
15日（水曜日） 令和6年5月17日（金曜日）予定	プレゼンテーションの実施
17日（金曜日） 令和6年5月22日（水曜日）	審査結果通知
令和6年5月下旬	契約締結・事業開始
令和7年3月31日（月曜日）	事業終了

※スケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合があります。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、この公募の日において、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。また、参加事業者が当該契約日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) この公募の日から当該契約日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) この公募の日において、丹波篠山市の入札参加資格者名簿に「物件の買入等」に登録されている者に登録されていること。
- (3) この公募の日から当該契約日までの間のいずれの日においても、丹波篠山市入札参加者指名停止基準による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 令和6年4月12日までの過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (5) この公募日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（以下「更生手続き開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下「再生手続き開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (6) 丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 業務遂行の打合せ等に参加でき、その他必要に応じ緊密な連絡調整が可能であること。
- (8) 令和6年4月12日までの過去5年間で、他自治体で契約管理システム導入業務を元請として行い、完了した実績があること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

7 説明会

本プロポーザルについての説明会は、実施しない。

8 参加申込方法

(1) 提出書類

- | | |
|---|----|
| ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式1） | 1部 |
| ② 参加資格要件確認表（様式2） | 1部 |
| ③ 会社概要（既存パンフレット・会社案内等添付）（様式任意） | 1部 |
| ④ 業務実績調書（様式3）に記載した導入等実績を証する契約書等の写し | 1部 |
| ⑤ 本市内に支店又は事務所が存在する場合は、本市税に未納がないことを証する証明書
（この公募の日から3ヵ月以内） | 1部 |
| ⑥ 本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書
（この公募の日から3ヵ月以内） | 1部 |
| ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（納税証明書その3の3）
（この公募の日から3ヵ月以内） | 1部 |

(2) 提出期限

令和6年4月25日（木曜日）17時まで（必着）

(3) 提出方法

提出期限までに下記16の提出先まで提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（丹波篠山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。）とし、郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

（市への電話等による書類の到達確認の問合せについては対応しない）

※郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

(4) 参加資格要件の確認結果の通知

全ての参加申請者に対し、令和6年4月26日（金）に様式1に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

9 本件に対する質問期限及び回答

参加申込み及び企画提案に関する質疑については、質疑受付期間中に受け付ける。

(1) 質問提出期限

令和6年4月22日（月）午後17時（必着）

※質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 提出方法

Eメールでの受付のみとする。

「参加申込み及び企画提案に関する質問書」（様式4）を下記16の提出先まで提出すること。

Eメールを送信後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※「件名」に「質問：丹波篠山市契約管理システム導入業務【法人の名称】」と明記すること。

※Eメール以外での質問は一切受け付けない。

(3) 回答

令和6年4月23日（火）（予定）公募・プロポーザルホームページに掲載する。

10 企画提案書類提出方法

本市から、「プロポーザル提案要請書」により提案を要請された者は、下記の提出期限までに提案書類を下記16の提出先まで提出すること。

(1) 提出書類

- ① 業務提案書等提出書【様式10-1】
- ② 会社概要（既存パンフレット・会社案内等添付）
- ③ 業務実績調書
- ④ 業務提案書【任意様式】
- ⑤ 機能要件確認書【様式10-2】
- ⑥ 工程表【様式10-3】
- ⑦ 業務実施体制【様式10-4】
- ⑧ 見積書【様式10-5】

(2) 提出部数

提案書の提出部数は正本1部、副本10部、電子媒体1部（CD-RまたはDVD-R）とし、提出すること。ただし、正本のみ代表者印を押印し、残りは複写とする。

(3) 作成方法

- ① 業務提案書等提出書【様式10-1】
必要事項を記載すること。
- ② 会社概要（既存パンフレット・会社案内等添付）
参加表明書を提出した際に添付したものを添付すること。
- ③ 業務実績調書
参加表明書を提出した際と同じものを添付すること。
- ④ 業務提案書【任意様式】
「丹波篠山市契約管理システム導入業務仕様書 5機能提案書」によること。
 - a A4縦判、横書き表示とし、全体でおおむね20ページ以内（表紙、目次含まない。）で作成し、ページ番号を付番すること。なお、A3サイズについては、2頁としてカウントする。
 - b 用紙方向は問わない。ただし、縦長とする場合は右開きとし、横長とする場合は下開きとする。
 - c 左綴じ部分の余白は、25mm以上とし、文字サイズは原則として、11ポイント以上とすること。
 - d 記載内容はできる限り平易な言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すこと。
- ⑤ 機能要件確認書【様式10-2】
- ⑥ 工程表【様式第10-3】
- ⑦ 業務実施体制【様式第10-4】
本業務の実施体制及びシステム導入後のトラブル発生時などの緊急時体制について記載すること。
- ⑧ 見積書【様式10-5】
見積書は、一式計上ではなく、「仕様書」に基づき、積算内訳とその根拠を明確に記載し、作成すること。また、本要領3の(1)にあるそれぞれの契約上限額を超える提案見積書の提出があった場合は選定から除外する。
※提案上限額を超えないようにすること。（超えた場合、失格とする。）

(4) 作成上の留意点

- ① 提案は1の参加者につき、1の提案とし、1の参加者が複数の提案をした場合は、失格とする。
- ② 提出期限以降における提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ③ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ④ 上記提出書類のと通りの順番に並べ、インデックスラベル（青色）を付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）とし、必要部数を作成すること。
- ⑤ 使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、時刻は日本標準時とする。

- (5) 提出期限
令和6年5月10日（金曜日） 17時（必着）
※辞退をする場合は、「プロポーザル参加辞退書（様式5）」を令和6年5月10日（金）（必着）までに下記16の提出先まで提出すること。なお、プロポーザル参加辞退は自由であり、辞退によって不利益な扱い（指名停止等）を受けることはない。
- (6) 提出方法
提出期限までに下記16の提出先まで提出すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（丹波篠山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く。）とし、郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。（市への電話等による書類の到達確認の問合せについては対応しない）
※郵送による場合での事故等による未着について、一切の責任を負わない。

1.1 審査方法

参加業者が1者のみの場合においても、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査の上、妥当であると判断された場合は、契約候補者として決定する。

- (1) 評価基準
審査は、別紙1の「丹波篠山市契約管理システム導入業務評価基準」に基づき実施する。
- (2) プレゼンテーション実施日
15日（水曜日）
~~令和6年5月17日（金曜日）【予定】~~
提案者毎に様式1に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。
- (3) 開催場所
丹波篠山市役所（詳細については別途通知する。）
- (4) 実施方法
- ① 1提案者当たりの説明時間は40分以内（準備撤去5分含む）とし、質疑応答は10分以内として実施する。また、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある（詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。）。
 - ② 説明は提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。なお、企画提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するために、契約管理システム導入業務が動作する様子をプロジェクターなどに投影し説明することは認める。
 - ③ プレゼンテーションにおいてプロジェクター、スクリーンを使用する場合、丹波篠山市で用意するため、事前に電子メールにより連絡すること。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については提案者が用意すること。
 - ④ プレゼンテーション会場への入室は3名以内とする。

1.2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

1.3 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に様式1に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。
17日（金）
- (2) 通知時期 令和6年5月22日（水）【予定】

1 4 失格事項

失格となる参加申請書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、その者を失格とする。
なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 機能要件確認書の「必須機能」欄が「必須」とされている項目について、「対応」が「×：対応不可」である場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (7) 見積書の金額が「3 委託金額の上限」を超過した場合

1 5 その他

- (1) 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、丹波篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）に基づき対応する。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

- (2) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1 6 問い合わせ先・提出先

丹波篠山市 行政経営部 管財契約課 契約係

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

電 話 079-552-1111 (内線354)

F A X 079-552-5665

メール nyusatsu@city.sasayama.hyogo.jp